第

第2節 防衛省・自衛隊の組織

防衛力を支える組織

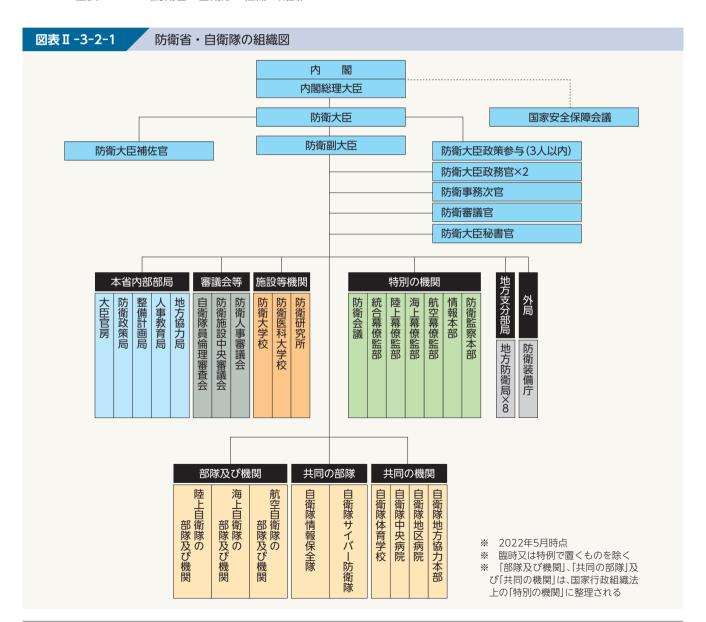
防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊は、わが国の防衛という任務を 果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、 様々な組織で構成されている。

■ 参照 図表Ⅱ-3-2-1 (防衛省・自衛隊の組織図)

図表 II -3-2-2 (防衛省・自衛隊の組織の概要)

図表 Ⅱ -3-2-3 (陸・海・空自衛隊の編成) 図表 II -3-2-4 (主要部隊などの所在地 (イメージ) (令和3(2021)年度末現在))



防衛省と自衛隊は、ともに同一の組織である。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに 対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

図表Ⅱ-3-2-2 防衛省・自衛隊の組織の概要

組織	概 要
本省内部部局	●本省内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項(防衛及び警備、自衛隊の行動等の基本(法令や政府レベルの方針の企画立案といった政策的・行政的業務)や人事、予算など)を担う組織●大臣官房のほか、防衛政策局、整備計画局、人事教育局及び地方協力局の4局から構成
統合幕僚監部	●自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関●統合運用に関する防衛及び警備に関する計画の立案、行動の計画の立案など●自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行
陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部	●各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関●各自衛隊の防衛及び警備に関する計画の立案、防衛力整備、教育訓練などに関する計画の立案など
陸上自衛隊	 ●陸上総隊 ・空挺団、水陸機動団などを基幹として編成 ・陸自部隊の一体的運用を可能とする。 ●方面隊 ・複数の師団及び旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面区の防衛にあたる。 ●師団及び旅団 戦闘部隊、戦闘支援部隊及び後方支援部隊などで編成
海上自衛隊	●自衛艦隊・護衛艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。●地方隊5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援にあたる。
航空自衛隊	●航空総隊 ・4個の航空方面隊を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務にあたる。 ●航空方面隊 航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地対空誘導弾部隊などからなる。) などをもって編成
防衛大学校	●幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ●一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科(前期及び後期課程)及び総合安全保障研究科(前期及び後期課程)を設置
防衛医科大学校	●医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関●保健師及び看護師である幹部自衛官及び技官となるべき者を教育訓練するための機関●学校教育法に基づく大学院医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置
防衛研究所	 ●防衛省のシンクタンクにあたる機関 ●自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行う。 ・安全保障に関する調査研究 ・戦史に関する調査研究及び戦史の編さん ・戦史史料の管理・公開 ●幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を行う。
情報本部	●わが国の安全保障にかかる各種情報の収集・分析・報告を行う防衛省の中央情報機関・画像・地理情報、電波情報、公刊情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関や関係省庁に対する情報提供を実施する。・総務部、計画部、統合情報部、分析部、画像・地理部、電波部と6つの通信所で構成
防衛監察本部	●防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関
地方防衛局 (全国8か所)	●地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局・地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策など、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを行う。・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8局で構成
防衛装備庁	●防衛装備品の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力などを行う外局 ・統合的見地を踏まえ、防衛装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の実施 ・部隊の運用ニーズについて装備面への円滑・迅速な反映 ・新しい領域(防衛装備品の一層の国際化、先進技術研究への投資など)における積極的な取組 ・調達改革の実現と防衛生産・技術基盤の維持・強化の両立





動画: 自衛隊の活動概要(令和3年度防衛省記録動画)

URL : https://www.youtube.com/watch?v=Tglrn8gxALI

第

3

図表Ⅱ-3-2-3 陸・海・空白衛隊の編成 防衛大臣 統合幕僚長 統合幕僚監部 航空幕僚長 海上幕僚長 陸上幕僚長 陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部 - 北部航空方面隊司令部(三沢) 陸上総隊 陸上総隊司令部(朝霞) 自衛艦隊 第1護衛隊群(横須賀) 航空総隊 北部航空方面隊 護衛艦隊 第1空挺団(習志野) 第2航空団(千歳) 第2護衛隊群(佐世保) L 航空総隊司令部(横田) 水陸機動団(相浦) 第3航空団(三沢) 第3謹衛隊群(舞鶴) 北部航空警戒管制団(三沢、各地) 第1ヘリコプター団(木更津) 第4護衛隊群(吳) 第3高射群(千歳) · システム通信団(市ヶ谷) 海上訓練指導隊群(横須賀) 中央即応連隊(宇都宮) 第6高射群(三沢) その他の部隊 北部航空施設隊(三沢、千歳) 特殊作戦群(習志野) 雷子作戦隊(朝霞) その他の部隊 第1航空群(鹿屋) 航空集団 その他の部隊 第2航空群(八戸) 中部航空方面隊 中部航空方面隊司令部(入間) 第6航空団(小松) 第4航空群(厚木) - 第2師団(旭川) 北部方面隊 第7航空団(百里) 第5旅団(帯広) 第5航空群(那覇) 中部航空警戒管制団(入間、各地) 第7師団(東千歳) 第21航空群(館山) 第1高射群(入間) 第11旅団(直駒内) 第22航空群(大村) 第4高射群(岐阜) 第1特科団(北千歳) 第31航空群(岩国) 中部航空施設隊(入間、各地) 第1高射特科団(東千歳) その他の部隊 その他の部隊 第3施設団(南恵庭) 北部方面混成団(東千歳) 西部航空方面隊 西部航空方面隊司令部(春日) 潜水艦隊 第1潜水隊群(呉) 北部方面航空隊(丘珠) 第5航空団(新田原) 第2潜水隊群(横須賀) その他の部隊 第8航空団(築城) その他の部隊 西部航空警戒管制団(春日、各地) 第6師団(神町) 東北方面隊 掃海隊群(横須賀) 第2高射群(春日) 第9師団(青森) 艦隊情報群(横須賀) 西部航空施設隊(芦屋、各地) 東北方面特科隊(仙台) 海洋業務・対潜支援群(横須賀) その他の部隊 第2施設団(船岡) 東北方面混成団(仙台) - 開発隊群(横須賀) 南西航空方面隊司令部(那覇) 南西航空方面隊 - 東北方面航空隊(霞目) 第9航空団(那覇) その他の部隊 南西航空警戒管制団(那覇、各地) 横須賀地方隊 第5高射群(那覇) 東部方面隊 第1師団(練馬) 南西航空施設隊(那覇) 第12旅団(相馬原) 呉地方隊 その他の部隊 第2高射特科群(松戸) 第1施設団(古河) 警戒航空団(浜松、各地) 佐世保地方隊 東部方面混成団(武山) 航空救難団(入間、各地) 東部方面航空隊(立川) 航空戦術教導団(横田、各地) その他の部隊 舞鶴地方隊 - 臨時偵察航空隊(三沢) 第3師団(千僧) その他の部隊 中部方面隊 第10師団(守山) 大湊地方隊 航空支援集団司令部(府中) 第13旅団(海田市) 航空支援集団 第1輸送航空隊(小牧) 第14旅団(善通寺) 下総教育航空群(下総) 教育航空集団 第2輸送航空隊(入間) 第8高射特科群(青野原) 徳島教育航空群(徳島) 第3輸送航空隊(美保) 第4施設団(大久保) - 小月教育航空群(小月) 航空保安管制群(府中、各地) 中部方面混成団(大津) └ その他の部隊 航空気象群(府中、各地) 中部方面特科隊(松山) 飛行点検隊(入間) 中部方面航空隊(八尾) 練習艦隊 特別航空輸送隊(千歳) その他の部隊 航空機動衛生隊(小牧) 西部方面隊 システム通信隊群(市ヶ谷) 第4師団(福岡) · 航空教育集団司令部(浜松) - 海上自衛隊補給本部(十条) 第8師団(北熊本) 航空教育集団 第1航空団(浜松) 第15旅団(那覇) └ その他の部隊・機関 第4航空団(松島) 西部方面特科隊(湯布院) 第11飛行教育団(静浜) 第2高射特科団(飯塚) · 第12飛行教育団(防府北) 第5施設団(小郡) - 第13飛行教育団(芦屋) 西部方面混成団(久留米) 航空教育隊(防府南、熊谷) 西部方面戦車隊(玖珠) - 飛行教育航空隊(新田原) 西部方面航空隊(高遊原) その他の部隊・機関 その他の部隊 航空開発実験集団司令部(府中) 教育訓練研究本部(目黒) 航空開発実験集団 - 飛行開発実験団(岐阜) 補給統制本部(十条) 電子開発実験群(府中) その他の部隊・機関 ・航空医学実験隊(入間) 宇宙作戦群(府中)

- 航空システム通信隊(市ヶ谷、各地) - 航空安全管理隊(立川) - 補給本部(十条、各地) - その他の部隊・機関

図表Ⅱ-3-2-4 主要部隊などの所在地 (イメージ) (令和3 (2021) 年度末現在)



第

3

防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する 事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従 い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、 防衛大臣政務官(2人)及び防衛大臣補佐官が防衛 大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防 衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本 的な方針について審議する防衛会議が置かれてい る。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局 及び機関の事務を監督する防衛事務次官や、国際関 係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれてい る。

そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕及び 陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置かれて いる。本省内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項 を担当しており、大臣官房長及び各局長は防衛装備 行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防衛大臣 に対する政策的見地からの補佐を行う。

統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機 関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専 門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、 陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する

防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こ うした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛 大臣を補佐する。

このように、防衛省においては、防衛大臣が的確 な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍 事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪とし てバランス良く行われることを確保している。

● 参照 1章2節3項4(文民統制の確保)

地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点とし て地方防衛局を全国8か所(札幌市、仙台市、さい たま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市及び嘉手納 町)に設置している。

地方防衛局は、防衛施設と地域社会との調和を図 るための施策や装備品の検査などに加え、防衛省・ 自衛隊の取組に対して地方公共団体及び地域住民の 理解及び協力を得るための様々な施策(地方協力確 保事務)を行っている。

■ 参照 IV部6章1節(地域社会や環境との調和にかかる施





動画:【陸上自衛隊公式】最新広報用映像 新たな次元へ進化する陸上自衛隊

~多次元統合防衛力の構築に向けて~

URL: https://www.youtube.com/watch?v=WzWSOKSknc4



動画:海上自衛隊公式広報ビデオ 「未来に続く海への針路」

URL: https://youtu.be/6yfM2I3bgv4







動画: 航空自衛隊 日本の空を守る7つの部隊(ユニット)

URL: https://www.youtube.com/watch?v=AvUUYASaPUk



動画:防衛装備庁広報ビデオ

URL: https://www.youtube.com/watch?v=ngewt8h7Vos



2 自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、 防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用す る統合運用体制をとっている。また、宇宙・サイ バー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断 作戦を実現し得る体制の構築に取り組んでいる。

1 統合運用体制の概要

(1) 統幕長の役割

- ア 統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊 の運用に関する軍事専門的見地からの大臣の補 佐を一元的に行う。
- イ 自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通 じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長 が執行する。その際、統合任務部隊²が組織された 場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して 対処する場合であっても、大臣の指揮命令は、統

幕長を通じて行われる。

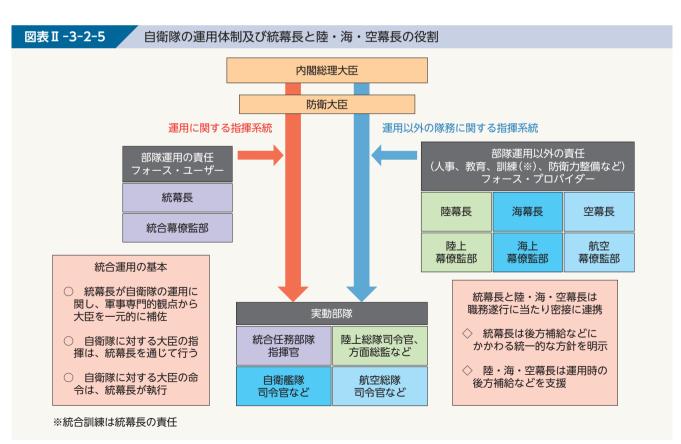
(2) 統幕長と他の幕僚長との関係

統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担い、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

■ 参照 図表 II -3-2-5 (自衛隊の運用体制及び統幕長と陸・ 海・空幕長の役割)

2 統合運用機能の強化

現在の防衛大綱を踏まえ、領域横断作戦を実現するため、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現できる効率的な部隊運用態勢や新たな領域にかかる態勢を統幕において強化するとともに、将来的な統合運用のあり方について検討を行っている。



² 自衛隊法第22条第1項又は第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、又は隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の 部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。